

第1章 茨城町環境基本計画の基本的事項

1 計画策定の背景

今日の環境問題は、水質汚濁やごみ問題、地球温暖化や野生生物の種の減少など、生活に身近な問題から地球規模の問題まで多岐に及んでいます。これらは、私たちが快適で豊かな生活を手に入れるために、資源やエネルギーを大量に使い、大量生産、大量消費、大量廃棄を行い、環境に多大な負荷を与えてきたことが原因です。

国際社会では、地球規模へと発展した環境問題に対処するため、1992年（平成4年）に、「国連環境開発会議（地球サミット）」が開かれました。会議では、温室効果ガス削減に向けての「気候変動枠組条約」、生物多様性の保全に関する「生物多様性条約」の署名がされるとともに、環境と開発の権利と義務に関する「リオ宣言」、行動計画に関する「アジェンダ21」、「森林原則声明」が採択され、国際的な地球環境問題への取り組みが本格化しました。

我が国では、地球環境問題への取り組みが大きな課題となる中、環境負荷の少ない社会経済活動への転換や公害対策と自然環境保全対策の統合が必須となり、新たな環境施策の展開を図るため、1993年（平成5年）に「環境基本法」が制定されました。1994年（平成6年）には、国の施策と、地方公共団体、事業者、国民などに期待される取組等を明らかにした「環境基本計画」が策定され、持続可能な社会の構築へ向けて動き出しました。1999年（平成11年）には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行され、国連気候変動枠組条約の京都議定書が日本に義務づけた温室効果ガスの6%削減（1990年比）を達成するための計画の策定と推進が始まり、2000年（平成12年）には、「循環型社会形成推進基本法」が施行され、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進を柱とした循環型社会づくりに向けた法体系が整備されるなど、環境施策を取り巻く状況は大きく変化しました。2008年（平成20年）には、「生物多様性基本法」が施行され、持続可能な社会の形成に向け、失われつつある自然の修復機能を取り戻すための取組が加わりました。

2012年（平成24年）に改定した「第4次環境基本計画」では、持続可能な社会を「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野の統合的な達成に加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、「経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進」や「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基礎整備の推進」など9つの重点分野を定め様々な施策が展開されています。

茨城県においても、1996年（平成8年）に「茨城県環境基本条例」を制定し、「茨城県環境基本計画」が策定されました。2003年（平成15年）には「茨城県環境基本計画」を改定し、環境の保全と創造のための基本理念と市町村、事業者及び県民の役割を明記するとともに、計画の適切な進行管理を行うための「環境指標」を設定し、

計画を推進しています。

本町では、豊かな自然の象徴である涸沼の富栄養化等に伴う水質汚濁の進行を契機として、環境保全への関心が高まり、茨城県やクリーンアップひぬまネットワークをはじめ、市民団体、地域住民等とともに涸沼の水質改善や環境保全型農業、不法投棄対策、子どもたちへの環境教育などに協働で取り組んできました。

2009年（平成21年）10月、本町の豊かな水と恵まれた緑に囲まれた自然環境をよりよい形で後世に引き継いでいくために、「茨城町環境基本条例」を制定し、町の環境の保全等に関する基本理念や環境の保全に関する各主体の責務を定めました。

「茨城町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）は、この基本理念の実現に向けて、茨城町の環境の現状に応じた総合的・計画的な環境施策を推進するために策定するものです。本計画に基づき、町・町民（滞在者を含む）・事業者が協働で目標に向かって環境保全に取り組み、茨城町の自然豊かな環境をよりよい形で将来へと引き継いでいくことが求められます。

なお、2010年（平成22年）には、水質が少しずつ良くなってきた涸沼の環境をさらに改善すべく、「茨城町涸沼環境保全実施計画」を策定し、「皆でつくろう皆で守ろう美しい涸沼」を基本理念とし、町民と行政が協働する取組を推進しています。

また、同年から開催している「茨城町涸沼環境フェスティバル」は、環境基本計画に先がけた取組で、環境保全に向けた協働の輪を広げる場として、今後も環境基本計画の推進とともに、内容の充実を図っていきます。

《茨城町環境基本条例に定める環境の保全等に関する理念》

- 1 環境の保全等は、現在及び将来の町民が健全で豊かな環境の恵みを楽しむとともに、健康で文化的な生活を営むことができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、人と自然とが共生できるような多様な自然環境が体系的に保全されるように行われなければならない。
- 3 環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会が構築されることを目的として、町、町民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、町、町民、事業者及び滞在者が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

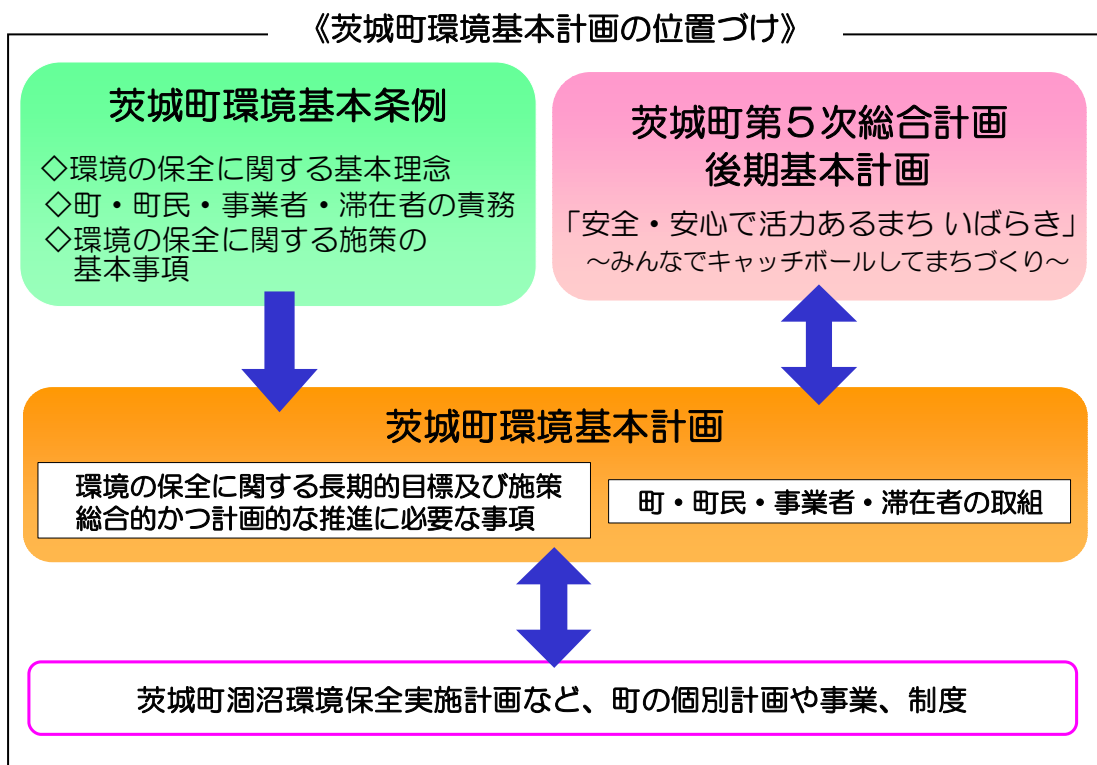
2 計画の位置づけと役割

本計画は、茨城町環境基本条例第3条に掲げられた基本理念を実現していくため、同条例第11条に基づく計画であり、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めるものです。

また、「茨城町第5次総合計画」に示す町の将来像『安全・安心で活力あるまち いばらき』を環境面から実現していく総合的な計画として位置づけられます。さらに、町の個別計画・事業の立案や実施にあたって、環境の保全に向けて配慮すべきことを示すための計画でもあります。

環境を保全していくためには、町、町民、事業者及び滞在者の各主体が一体となって、公平な役割分担のもと、それぞれの立場で自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

本計画は、各主体の責務を果たすために、それぞれの役割と、環境の保全に関する取り組みを示し、主体的な行動を促進します。



3 計画の対象範囲と分野構成

本計画で対象とする環境の範囲は、茨城町環境基本条例に係る環境全般を対象とします。

分野構成は、対象とする環境の範囲から環境要素を抽出し、以下のとおりとします。

自然・やすらぎ	植物，動物，里山，農地，水辺（涸沼含む），自然公園，歴史，文化
快適・安全	大気，悪臭，騒音，振動，水環境（河川，湖沼），土壌汚染・地盤沈下，有害化学物質，放射能汚染
資源・エネルギー	廃棄物，リサイクル，不法投棄，環境美化，地球温暖化，再生可能エネルギー

4 計画の期間

本計画の期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。

なお、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢の変化に伴い、必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとします。

第1章 茨城町環境基本計画の基本的事項

計画の位置づけや役割、対象範囲といった、この計画の基本的な事項を定めました。

第2章 茨城町の環境のいま

本町の地域概況と3つの分野に分けた環境の現状を整理しました。その中で、各分野で活発に行われている環境学習会や環境保全活動等から活動の紹介やメッセージをとりあげました。また、計画に町民の意見や視点を反映させるために、町民及び事業者を対象としたアンケートの結果を抜粋しました。

第3章 計画の目標と施策体系

茨城町環境基本条例に掲げる基本理念に基づき、本町の望ましい環境将来像と環境分野別の3つの基本目標を定め、環境将来像、基本目標及び環境施策との関係を体系化しました。

第4章 環境施策と町・町民・事業者の取組

基本目標の達成に向け、課題と施策の方向性を明らかにするとともに、各主体の取組を示しました。さらに、協働で活動の輪を広げていくために、「学ぶ」・「活動する」に関する具体的な取組を分野別に示しました。

また、目標達成状況について数値管理が可能なものについては、環境指標と数値目標を示しました。

第5章 茨城町地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、本町の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、茨城町地球温暖化対策実行計画を策定しました。茨城町環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の推進は、本実行計画により推進していきます。

第6章 計画の推進体制及び進行管理

本計画の実効性を確保するために必要な推進体制と、その進行管理の方法を示しました。

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、町、町民、事業者及び滞在者とします。それぞれの役割を認識し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働、連携しながら取り組むことを基本とします。

(1) 町の役割

町は、本計画に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施し、率先して環境への負荷の少ない事業の実施に努めるとともに、広域的、地球的規模での取組を必要とするものについては、国、県及び他の地方公共団体と協力していきます。また、環境に関する情報の調査・収集・提供や環境の保全に関する意識の啓発を行うとともに、町民・事業者が行う環境保全活動を支援します。

(2) 町民の役割

町民は、日常生活において、良好な水質の保全、廃棄物の減量、騒音の発生防止その他環境への負荷の低減に努めるとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(3) 事業者の役割

事業者は、その事業活動を行うにあたっては、公害を防止するとともに、環境の保全等に自ら努め、町が実施する環境の保全等に関する施策への協力をはじめ、地域における環境保全活動へ積極的に参加します。

(4) 滞在者の役割

旅行者その他の滞在者は、町の環境保全の取組を理解し、町民の役割に準じて環境の保全に努めます。